

「福山市公園整備基本方針（案）」への意見募集について

近年、少子高齢化等による社会環境の変化に伴い、公園管理の担い手不足や低利用公園の発生等、公園を取り巻く環境が大きく変化しています。本基本方針の策定は、福山市の維持管理上の課題を解決し、多様なニーズに対応した魅力ある公園づくりを推進することを目的としています。

については、「福山市公園整備基本方針（案）」について、意見を募集します。

1 意見の募集期間

2025年（令和7年）4月1日（火曜日）から2025年（令和7年）5月1日（木曜日）まで

2 公表場所

- (1) 福山市ホームページ
- (2) 建設局都市部公園緑地課（福山市役所本庁舎 12 階）
- (3) 市政情報室（福山市役所本庁舎 3 階）
- (4) 各支所（松永、北部、東部、神辺、沼隈、内海、芦田、加茂、新市）
- (5) 中部地域振興課

3 意見を提出できる方

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 市内に存する学校に在学する方
- (5) その他本件に利害関係を有すると認められる方・団体

4 意見の提出方法

- (1) 所定の様式「意見・情報提出書」を御利用ください。
- (2) 任意の様式で提出される場合は、次の項目を明記してください。

- ア 案件名「福山市公園整備基本方針（案）に対する意見について」
- イ 住所及び名前（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の名前）
- ウ 住所が市外の方は、意見を提出できる者（利害関係者等）であること。

(3) 福山市建設局都市部公園緑地課課宛てに、電子メール、FAX、郵送又は持参により提出してください。送付先等は、末尾に記載しています。

※郵送の場合は、2025年（令和7年）5月1日（木曜日）消印有効

※窓口での受付は、土曜日・日曜日・祝日を除く8時30分から17時15分まで

5 意見の公表等

(1) お寄せいただいた意見の概要と意見に対する検討結果は、次の方法で公表します。

- ア 福山市ホームページへの掲載
- イ 福山市市政情報室での閲覧
- ウ 福山市公園緑地課での閲覧

(2) 類似の意見は、集約させていただくことがあります。

(3) お寄せいただいた意見に対して、個別の回答はしません。

(4) 提出いただいた記載内容は、他の目的で使用することはありません。

(5) 住所、名前など意見の提出者が特定できる情報は公表しません。

(6) 意見募集の趣旨に沿わない中傷等は、受け付けません。

6 お問合せ・意見の提出先

福山市建設局都市部公園緑地課課

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号

電話 : 084-928-1132

FAX : 084-928-1735

電子メール : kouen-ryokuchi@city.fukuyama.hiroshima.jp